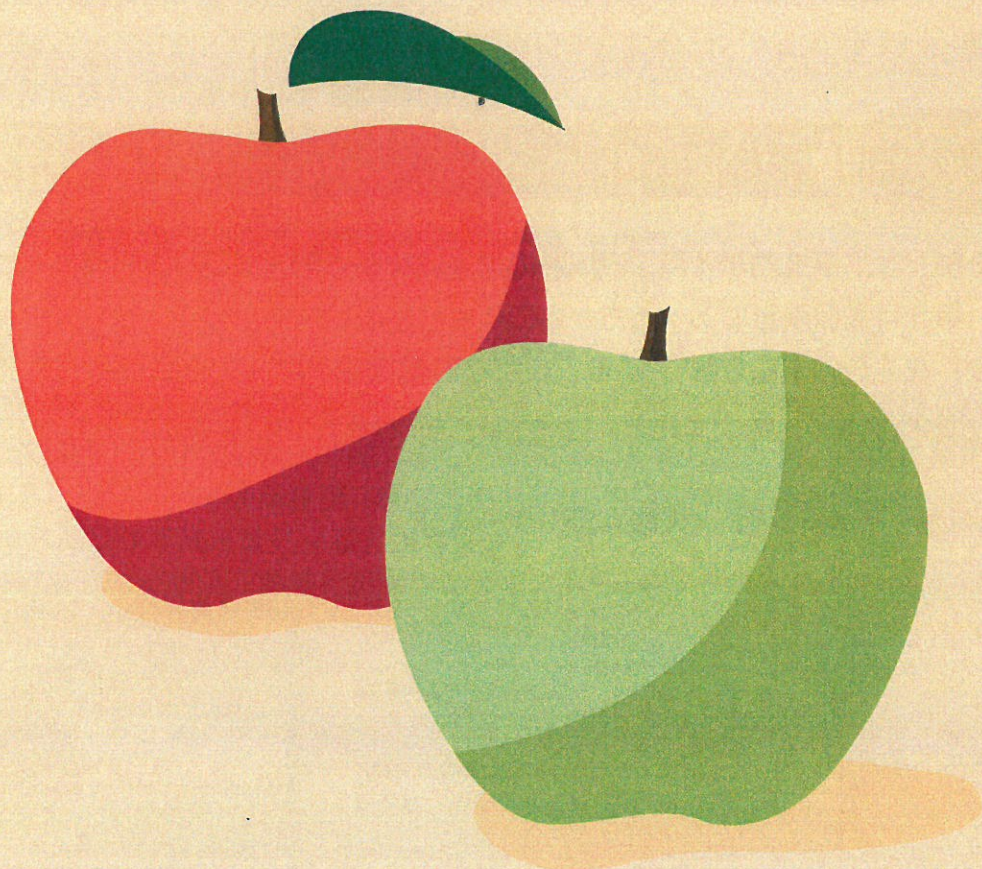


ご存じですか？ 離婚時の年金分割制度における 家庭裁判所の手続

離婚時の年金分割制度において、家庭裁判所には、離婚した当事者間で分割割合の合意ができないときなどに、分割割合を定めるための手続があります。



家 庭 裁 判 所

年金分割制度について…「合意分割」と「3号分割」の二つの制度があります。

「合意分割」(離婚時の年金分割制度・平成19年4月施行)

「合意分割」は、平成19年4月1日以後に離婚をした場合において、当事者間の合意や裁判手続により分割割合を定めたときに、当事者の一方からの年金分割の請求によって、婚姻期間中(※1)に納めた保険料の額に対応する厚生年金を当事者間で分割することができる制度です(※2)。

- ※1 事実上の婚姻関係にあったと認められる方も対象になりますが、その場合、分割の対象になるのは、当事者の一方が被扶養配偶者として国民年金法上の第3号被保険者と認定されていた期間(第3号被保険者期間)に限られます。
- ※2 具体的には、婚姻期間中の保険料納付記録等(年金額の算定の基礎となるもの)を分割し、離婚をした当事者は、それぞれ分割後の記録に基づいて年金額が算定されることとなります(受給資格要件を満たしていることが前提です)。

「3号分割」(離婚時の第3号被保険者期間の年金分割制度・平成20年4月施行)

「3号分割」は、平成20年4月1日以降の第3号被保険者期間(特定期間)について、離婚をした場合に、第3号被保険者であった方からの年金分割の請求によって、第2号被保険者の厚生年金を2分の1に分割(※3)することができる制度です。

- ※3 分割の具体的内容や効果については、「合意分割」と同様です(※2参照)。

【年金分割制度・イメージ図 (夫婦ABのケース)】

